

士総財第 161号  
平成31年4月23日

士別市建設工事等入札参加登録業者 様

士別市長 牧 野 勇 司

低入札調査基準価格の改正について（通知）

春暖の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から当市建設行政に特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、低入札価格調査制度につきましては、入札に付する建設工事について、ダンピング等を防止するため調査基準価格を設定し、それを下回る入札が行われた場合に、当該契約が履行されるかどうか調査をする制度です。

今般、国の調査基準価格積算基準が見直されたことに伴い、本市においても次のとおり変更することをお知らせします。

記

1. 調査基準価格の算出方法（改正後）

裏面のとおり。なお、調査基準価格は公表しない。

2. 適用期日

5月1日以降の入札執行分から適用する。

【担当】

総務部財政課契約管財係 大前・鈴木  
電話 23-3121（内線 2216）

改正後の調査基準価格の算出方法 ※下線がついているものが変更点です。

●建設工事の調査基準価格

次に掲げる額を合算した額とする。ただし、調査基準価格が予定価格の 100 分の 92 を超える場合は予定価格の 100 分の 92 に相当する額を、100 分の 75 未満となる場合は予定価格の 100 分の 75 に相当する額を調査基準価格とする。

- (1) 直接工事費に 100 分の 97 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に 100 分の 55 を乗じて得た額

●工事に係る設計、調査及び測量業務の調査基準価格

次に掲げる額を合算した額とする。ただし、調査基準価格が予定価格の 100 分の 92 を超える場合は予定価格の 100 分の 92 に相当する額を、100 分の 75 未満となる場合は予定価格の 100 分の 75 に相当する額を調査基準価格とする。

- (1) 建築設計業務、設備設計業務及びこれらに対応する工事監理業務
  - ア 直接人件費の額
  - イ 特別経費の額
  - ウ 技術料等経費に 100 分の 60 を乗じて得た額
  - エ 諸経費に 100 分の 60 を乗じて得た額
- (2) 土木設計業務、橋梁(りょう)設計業務及びこれらに対応する工事監理業務
  - ア 直接人件費の額
  - イ 直接経費の額
  - ウ その他原価に 100 分の 90 を乗じて得た額
  - エ 一般管理費等に 100 分の 48 を乗じて得た額
- (3) 地質調査業務
  - ア 直接調査費の額
  - イ 間接調査費に 100 分の 90 を乗じて得た額
  - ウ 解析等調査業務費に 100 分の 80 を乗じて得た額
  - エ 諸経費に 100 分の 45 を乗じて得た額
- (4) 測量業務
  - ア 直接測量費の額
  - イ 測量調査費の額
  - ウ 諸経費に 100 分の 48 を乗じて得た額
- (5) 前 4 号に掲げる以外のもの
  - ア 直接人件費の額
  - イ 直接経費の額
  - ウ その他原価に 100 分の 90 を乗じて得た額
  - エ 一般管理費等に 100 分の 45 を乗じて得た額